

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年10月1日

香川県監査委員 木下典幸
 同 武田宏之
 同 十河直
 同 里石明敏

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和5年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 会場使用料について、予約取消しの連絡が遅れ、キャンセル料が発生したものが1件あった。（保健体育課）</p> <p>(イ) 不動産鑑定士に支払った鑑定手数料について、所得税を源泉徴収していないものが1件あった。（健康福利課）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 今後は、複数職員による予約状況等の情報共有を徹底し、適切な事務執行に努める。</p> <p>(イ) 直ちに支出先の不動産鑑定士へ源泉徴収の不足分について納入通知を行い、収納した。</p> <p>今後は、会計規則や出納事務の手引きなどを十分に確認し、適切な執行に努めるとともに電子決裁における添付書類の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
検討指示事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 通信制課程の受講料について、徴収時期及び取扱いの適切な対応を検討されたい。（高松高等学校）</p> <p>イ 物品・財産について</p> <p>(ア) 前年度まで複数年にわたって指導していたにもかかわらず、警備委託業務の巡回警備において、校舎内の未施錠等が散見される状況が続いていることから、委託内容の見直しを含め、適切な校舎管理のための具体的方策を検討されたい。（高瀬高等学校）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 通信制課程の受講料については、入学式又は始業式に徴収することとし、領収書を交付するとともに、翌金融機関営業日に納付することとした。</p> <p>イ 物品・財産について</p> <p>(ア) 点検結果を教頭が日報で職員周知し、指摘箇所の責任者（部活顧問等）への注意喚起及び生徒へ指導を行っている。職員会議では集計データを示し、校舎施錠のポイントを改めて周知している。</p> <p>警備の長期継続契約が今年度末に終了予定であり、新たな契約に</p>

		向けて内容を検討しているところ である。
--	--	-------------------------